

根 拠 法 令

- 16 放流水（地下浸透式の浄化槽からの流出水を除く）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 17 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適性に作動するようにすること。
- 18 全各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

（保守点検の時期及び記録等）

第5条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

2 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

3 受託者は、前項ただし書の規定による保守点検又は清掃の記録の交付に代えて、第5項の定めるところにより、当該浄化槽管理者の承諾を得て、当該記録に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該受託者は、当該記録の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織（受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回路を通じて送信し、受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された保守点検又は清掃記録に記載すべき事項を電気通信回線を通じて浄化槽管理者の閲覧に供し、当該浄化槽管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに該当事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を行う場合にあつては、受託者の受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第36条及び第50条において「磁気ディスク等」という。）をもって調整するファイルに保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

4 前項に規定する方法は、浄化槽管理者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

根 拠 法 令

- 5 受託者は、第3項の規定により保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該浄化槽管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第3項各号に規定する方法のうち受託者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た受託者は、当該浄化槽管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該浄化槽管理者に対し、保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該浄化槽管理者が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りではない。
- 7 浄化槽管理者は、第2項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第3項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により作成される保守点検又は清掃の記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を3年間保存しなければならない。
- 8 受託者は、第2項ただし書の規定により作成した保守点検又は清掃の記録の写し又は第3項に規定する電磁的方法により作成された電磁的記録を3年間保存しなければならない。